

令和6年度 社会福祉法人下呂市社会福祉協議会 事業計画

〈 使 命 〉

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを実践します。

〈 基本理念 〉

いつまでもあなたらしく暮らせるよう応援します。

〈 行動指針 〉

- 一、 私たちは、地域住民が福祉活動に参画できる機会を創出します。
- 一、 私たちは、笑顔で一人ひとりの声に耳を傾け、地域住民と共に困りごとの解消に取り組みます。
- 一、 私たちは、法や規則を守り正直に対応します。

基本方針

少子高齢化と人口減少による過疎化が急速に進む下呂市において、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を目前にし、地域における福祉課題が複雑・多様化する中、福祉ニーズに迅速、的確に応え、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の推進役としての社会福祉協議会の役割が益々重要となっています。

制度の狭間で支援を必要としている人たちを支える「地域共生社会」の実現に向け、地域包括支援ケアシステムや生活困窮者の自立支援などと共に、重層的に連動した「包括的支援体制づくり」が求められています。

こうした中、身近な地域での困りごとを受け止め、住民参加による市民主体の地域福祉活動に積極的に取り組みます。

市社協も設立より20年を経過し、新たな10年への節目の年でもあります。市民のみなさんに住民参加による地域福祉の大切さと、社会福祉協議会の目的や事業を広く認識していただき社会福祉協議会に対する支援と協力の輪を一層広げるために「下呂市社協設立20周年記念事業」を多くの市民の参加と協力により実施します。

介護保険事業・障がい福祉サービス事業においては、介護職員等の人材確保や経営改善に取り組み、地域の福祉ニーズに柔軟に対応したサービス提供に努めます。

また、法令遵守の徹底と透明性の確保に努め、職員間のつながりを大切にして、働きやすい環境づくりに取り組みます。

以上をふまえ、令和6年度は以下の事業項目に対して重点的に取り組んでまいります。

《総務管理課》

【重点】人材の育成と確保に努めます

これまでの人事考課制度を見直し、職員とともに作り上げた人事管理制度がスタートします。人事考課制度を円滑に進め、職員が自身の役割や求められる能力を認識し自ら行動できるよう意識改革を図ります。また、計画的に研修を実施、案内することにより、職員の資質向上に取り組みます。

介護、福祉に関わる人材不足が続いています。実習生の受け入れ、養成校等との関係づくりに努めます。また、インターネット等と活用した職員募集等情報発信の検討等人材確保につながるような取り組みを進めます。

1. 組織運営体制の充実・整備

- (1) 理事会、評議員会の開催
- (2) 監事監査の開催
- (3) 支部長会の開催
- (4) 法人運営部会の開催
- (5) 諸規程の整備及び職員への周知
- (6) 不祥事故防止のためのリスク管理
- (7) 災害時や感染症対策における業務体制の継続のため事業継続計画（BCP）の策定

2. 人材育成の推進と組織の活性化

- (1) 相談体制の整備及び職員への周知等コンプライアンスの実践とハラスメント防止に向けた取り組みを推進します。
- (2) 事故報告等報告や対応を迅速に行えるよう体制・マニュアルを整備し早急な解決に努めます。
- (3) 人事管理制度の実施、管理
- (4) 資質向上に関する研修の計画・実施及び、人材（財）育成に取り組みます。
- (5) 職員採用計画の検討及び高校、大学等とつながり職員確保に努めます。
- (6) 女性活躍推進法、育児・介護休業法の改正への対応を進めます。

3. 事務の効率化と経費削減

- (1) 予算管理の徹底と恒常的な経費の節減の徹底を図ります。
- (2) 期間ごとに収支状況を把握し、適正な財務管理に努めます。
- (3) 業務効率のため、ITの活用について検討を進めます。
- (4) 事務手続き等のマニュアルの作成に取り組みます。

《地域福祉課》

社協の理念であり使命である「住民ニーズ基本の原則」「住民活動主体の原則」に基づき、特に近年は地域の課題に沿って様々な地域福祉活動を市民・関係団体と多く創出してきました。下呂市社協 20 周年にあたる令和 6 年度はそうした先駆的な地域福祉活動の更なる拡充を目指した事業の開催や住民アンケートの検証や地域役員・専門職との連携による課題の把握や、住民福祉活動の創出や地域住民と協働による事業の実施及び、住民福祉活動への積極的な支援・アプローチにより、第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標①「みんなが安心して暮らせるよう地域の福祉力を高めます」を推進します。

また、成年後見支援制度の周知・啓発、日常生活自立支援事業などの検証、誰もが安心して暮らせる生活を支えるサービスの見直しや発展、積極的な相談支援を通じ、基本目標②「みんなが安心して暮らせるよう困りごとに寄り添い解決します」を推進します。

第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画 理念達成のための 7 つの施策と令和 6 年度重点事業
施策 1：地域を支える人材を育てます <ul style="list-style-type: none">●下呂市内の住民福祉活動の事例を学べる「地域福祉フォーラム in 下呂」を開催します。●生活の困りごとなどを学ぶ「支えあい講座」など、を通じ、地域福祉を担う人材の育成、地域で活躍の場を提供します。
施策 2：地域で顔の見える関係とつながりを広げます <ul style="list-style-type: none">●軽スポーツやレクリエーションなど趣味活動で集まる機会の拡充を検討・構築し、趣味やスポーツを楽しむきっかけとなる講座や教室を開催します。●「集いの場応援備品」の貸出や備品を活用した気軽に集える場、ラジオ体操や趣味の集いなど、幅広い新たな「集いの形」の創出を図ります。
施策 3：地域で支えあいのネットワークをつくります <ul style="list-style-type: none">●高齢者アンケートを基に過去から現在今後の課題、困りごとの把握を行い、支えあい活動や集いの場の検討を行います。●福祉委員等による見守りネットワークの維持・活性化を図ります。●ボランティアセンター機能を活用した、支えあい活動のコーディネートを図ります。
施策 4：住みやすい環境づくりを進めます <ul style="list-style-type: none">●小中学生を対象とした、地域と共同した社協寺子屋や子ども食堂の開催をします。●安全・安心な貸出を目指し、福祉車両貸出事業及び、福祉用具貸出事業で使用する車両・備品のメンテナンスの強化や老朽化に伴う更新を行います。
施策 5：災害に負けない地域づくりを進めます <ul style="list-style-type: none">●災害ボランティアセンターの周知に合わせ、災害ボランティア活動や災害時の対応など啓発もし、知識を普及します。●災害ボランティア研修会を開催し、災害ボランティアセンターや災害ボランティアに関する認識や理解者、協力者拡充を図ります。
施策 6：地域で安心して暮らせるよう相談機能を充実します <ul style="list-style-type: none">●多様な相談機能の分かりやすい啓発や周知に努めます。●成年後見制度活用ハンドブックを活用し広報・啓発を行い、住民向けの市内各地区での巡回相談の実施を行います。
施策 7：一人ひとりが自分らしく生活できる環境を整えます <ul style="list-style-type: none">●生活困窮者自立相談支援事業など各施策対象者へ関係機関との連携を大切に、アウトリーチを含めた積極的な相談支援など、各種相談に寄り添った自立支援を実施します。●制度の狭間で困りごとが置き去りにならないよう、福祉移動サービスや日常生活自立支援事業など独自サービスの見直し検討を進めます。

《在宅福祉課》

今後も在宅福祉の一端を担い、リーダー的役割を果たすこと、住民一人ひとりに寄り添う福祉サービス事業者として、質の高いサービス提供と安定した経営の実現を目指します。

- ・介護現場の生産性の向上に目を向け、職場環境の改善（ICT の活用・デジタル技術の導入）、業務の明確化と役割分担、記録・報告書様式の工夫、情報の共有・OJT の仕組みづくり、業務の改善に取り組みます。
- ・常にご利用者に寄り添ったサービス提供に努め、気軽に意見が言える心理的安全性が高い職場、笑顔あふれる職場づくりを目指します。

1. 介護サービス事業

団塊の世代のすべてが 75 歳以上となる令和 7 年に向け、国民一人ひとりがその状態に合わせた適切なサービスが受けられること、感染症や災害への対応強化、自立支援・重度化防止の取組が求められる中で、ここ数年通所介護事業所のご利用者の減少に加え、職員の退職により、十分な職員体制を整えることが大変厳しいものとなりました。そのような中、既存の提供サービスの充実強化を図るため、引き続き事業所運営の見直し、統合等を含めた経営の健全化を図ると共に、ご利用者の生活を支える事業所や関係機関との連携を深め市内全域の実情を把握し、生活圏域に合わせた事業の推進に努めてまいります。生産年齢の減少が見込まれるなか、3 年・5 年後の将来の介護ニーズに向けた事業の在り方について検討していきます。

(1) 居宅介護支援事業所（ケアサポートセンター）

- ・本会介護支援専門員として、地域包括ケアシステムの構築のために、多様化するニーズの対応や地域の生活課題や福祉ニーズの掘り起こしに努め、インフォーマルなサービス（制度外サービス）の活用も視野に入れ、不足している社会資源や地域における課題の解決対策を提案します。
- ・現在、プランニングに対しての自己負担がありませんが今後の法改正に向け、利用者から選ばれる事業所になるように努めます。
- ・安定した経営の為に主任介護支援専門員及び介護支援専門員の適切な配置を行います。
- ・業務効率の取組による働く環境改善を図る視点や近年の ICT 技術の積極的な活用の検討を行います。

(2) 訪問介護事業所（ホームヘルプステーション）

- ・ご利用者の生活向上に資するサービス提供を行い、提供サービス内容の改善、質の向上、介護保険制度外サービスの導入に向け積極的に取り組みます。
- ・新システムの導入に伴い業務内容の改善とより効率的で働きやすい環境作りに取り組みます。

(3) 訪問入浴介護事業所（訪問入浴サービスセンター）

- ・ご利用者の生活向上に資するサービス提供を行い、提供サービス内容の改善、質の向上に積極的に取り組みます。
- ・安定した運営の為に事業所の統合等効率のよい業務が行えるよう検討します。

(4) 通所介護事業所（デイサービスセンター）

- ・安定した運営の為に引き続き ICT（記録用ソフト・インカム）の活用、業務内容改善、各事業所の職員体制、定員、営業日の見直しを行い、質の高い、特色のあるサービス提供ができるよう取り組みます。
- ・介護人材確保については、職員のライフスタイルに合わせた働き方ができる環境を目指します。

2. 障がい福祉サービス事業

共生社会の実現に向け、個性を尊重し支え合い、様々なあり方を認め合える全員参加の社会を目指します。そのためには、制度化されたサービスの調整だけでは対応できないため、地域生活支援拠点の活用、下呂市や関係機関等とのネットワークを強化し、ご利用者ご家族の思いに耳を傾け、下呂市の実情に応じたサービスを整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。

(1) 障がい者就労継続支援 B 型事業（就労支援センター）

- ・障がいのある方々の個性や適性に応じた支援を行い一般就労への能力を身につける場として、より安定した運営のための体制強化を目指します。
- ・工賃のさらなる向上に向け、請負業務を見直し、自主製品の開発及び拡大販売を検討し、対象者に選ばれる施設運営を目指します。
- ・地域ごとのニーズを把握し、また、ご家族等の願いに耳を傾け必要とされるサービスの実施を積極的に検討します。（小坂地域障がい福祉サービスの確保、ひだまりの家移転など）

(2) 居宅介護（身障ホームヘルプ）・生活介護（身障デイサービス）・移動支援等

- ・介護サービス事業と一体的に進め、多様なニーズに的確に応えられる事業展開を図っていきます。
- ・専門性を高め障がい福祉サービスに特化した職員の育成に積極的に取り組みます。

3. 児童館運営事業（下呂中央児童館）

現在まで安心安全に利用できる児童館・移動児童館の運営が行われています。今後も感染症や災害への対応力の強化を図り、下呂市と連携して「子どもたちの育ち」「子育て」の一端を担い、遊びを通して健やかな子どもの健全育成と、保護者への子育て支援サービスの更なる向上に努めます。